

西区制80周年記念連携事業にかかる名称使用に関する事務取扱要綱

制定 令和5年11月10日
西区制80周年記念事業実行委員会事務局

(趣旨)

第1条 この要綱は、区民等により組織された団体等が地域と連携して行う、西区制80周年を祝うための事業及び西区制80周年の機運を醸成する事業について、西区制80周年記念連携事業として名称を使用することに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「区民等」とは西区在住者に限らず、西区と深い関わりのある団体等の構成員も含めるものとする。

2 この要綱において「団体等」とは、市民活動団体等公益性を有する団体及び企業を言う。

3 この要綱において「事業」とは、学術、文化、芸術、芸能又はスポーツに関する行事その他これらに類する行事で、公共性のあるもの、また、西区の施策・事業と整合性のある行事を言う。

(対象事業)

第3条 この要綱における申請の対象となる事業は、団体等が地域と連携して行う事業で、次の全ての要件に該当するものとする。

(1) 西区制80周年を盛り上げるための事業

(2) 区民等を対象とする事業

(3) 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに実施する事業

(適用除外)

第4条 認定の適用除外となる事業は、次の要件に該当するものとする。

(1) 団体等の構成員のみを対象とする事業

(2) 特定の政治活動または宗教的活動に関する事業

(3) 専ら営利を目的とする事業

(4) その他、西区制80周年記念事業実行委員会において、不適切と認めた事業

2 この要綱は西区が主催する事業には適用しない。

(申請の手続き)

第5条 西区制80周年記念連携事業として名称使用の承諾を受けようとする者は、西区制80周年記念連携事業名称使用申請書(第1号様式)を西区制80周年記念事業実行委員長(以下「委員長」という。)に提出しなければならない。

2 第1項の申請書は、行事の開催日の3週間前までに提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(名称使用の承諾)

第6条 前条の申請書の提出があったときは、第3条及び第4条の規定に基づき、対象事業であることを確認し、委員長が承諾する。

2 申請者に対し、西区制80周年記念連携事業名称使用承諾通知書(第2号様式)により通知する。

3 承諾を受けた事業は、西区制80周年記念連携事業の名称を使用することができる。

(行事内容変更届)

第7条 前条の規定により通知を受けたものは、申請の内容を変更する場合、速やかに行事内容変更届(第3号様式)を、委員長に提出しなければならない。ただし、行事内容の変更が軽易なものについては、この限りでない。

(承諾の取消し)

第8条 委員長は、第6条の規定により決定をした場合において、申請者が次に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 正当な理由がなく、申請の内容と異なる行事を実施した、又は実施することが発覚した場合

(3) 法令に違反した場合

(4) その他、委員長が不相当と認めた場合

2 取消の効力は決定の時点まで遡るものとし、当該取消に関して、区は団体等に対して一切の責任を負わないものとする。

3 委員長は、第1項の規定により決定を取り消した場合において、西区制80周年記念連携事業名称使用取消通知書(第4号様式)を申請者に送付するものとする。

(事務局)

第9条 事務取扱は、西区役所地域振興課とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、認定に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月10日から施行し、令和7年3月31日をもって、その効力を失う。